

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年11月)

1. 開催日時 令和6年11月25日(月)
午後1時30分から午後2時32分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 17人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人(4番 久保さとみ 11番 原田正昭)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 11人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 5人(天満茂樹 住友武司 吉田健 楮山富行 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第36号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
 第6 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年11月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番久保委員、11番原田委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員11名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会長

(会長挨拶)

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、17番、江本委員、18番、瀬尾委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第36号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は鴨島町牛島字西外で、地目は台帳、現況共に畑、面積は280㎡です。

譲渡人は、高齢で農地の管理に苦慮し、隣地の所有者である譲受人に申請地を売却することになりました。申請地には柿が植えられており、授受人は引き続き管理していくとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、藤本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。今回の申請地と譲受人の土地は隣り合っていて、通り道はあるんですが手入れが行き届かず、申請地を購入することによって自身の農地にも進入しやすくなるとのことです。別段問題はないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は鴨島町牛島字西條前で、地目は台帳、現況共に畑、面積は169㎡です。

譲渡人は申請地を処分する意向で、隣地所有者にも声をかけましたが話がまとまらず、譲渡人自宅近くで農作業を手伝っている譲受人に贈与することになりました。

譲受人は市外在住ですが、申請地から車で15分ほどの農地を耕作しており、取得後は申請地で大根、ナス、トマト等を栽培し適正に管理すると上申書が提出されています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されており、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

6番 　6番、山口です。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は本市出身で現在は市外在住ですが長年申請地で野菜を作っておりました。しかしながら高齢になり、ここ数年は耕作はされていない状態で、知人である譲受人に贈与することになったようでございます。譲受人は、農業が趣味で大変熱心に野菜を作っておりまして、何も問題はないかと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号2番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第33号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、3番の使用貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については、資料3です。申請地の所在は鴨島町上浦字龍高で、地目は台帳、現況共に畑、面積は674㎡です。申請地は、以前から借人が管理をしており、手続き後も自家野菜の作付けを続ける予定とのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の

許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 　8番、河野です。譲受人宅でお話を伺ってきました。申請地は譲受人配偶者の親族の所有で40年ほど前から所有者と共同で耕作をされていたということで特に何も問題はないかと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号3番の使用貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第33号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は鴨島町西麻植字新田で、地目は台帳が畑、現況が田、面積は1,103㎡です。
譲渡人は、高齢で営農を縮小しており、申請地近くに住む譲受人へ譲り渡す話がまとまったようです。譲受人は、申請地取得後は、水稻を作付けするそうです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　審議に先立ち、■■番、■■委員におかれましては、関係者でございますので、退出をお願いします。
（■■委員 退出）

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、瀬尾です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人の自宅のすぐそばに申請地がありますので使い便利がいいということです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第33号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 次の審議に入る前に■■番、■■委員の入室を認めます。
(■■委員入室)

議長 続きまして、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は川島町三ツ島字新田で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は866㎡です。
申請地は、賃借により譲受人が以前から耕作していましたが、この度、売買により譲り渡されることになりました。申請地取得後も、引き続きレタスやトウモロコシを作付けするそうです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。ただいま、事務局から説明があったとおりでございますが、少し補足説明をさせていただきます。先日、譲渡人に話を聞いたところ、譲受人から申請地を購入したいと要望が以前からあり、譲渡人も了承し売買が決まったとのことです。何も問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満

たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第33号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、6番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料6です。申請地の所在は山川町春日で、地目は台帳、現況共に田、面積は438㎡です。譲渡人と譲受人は姉妹で、県外在住の譲渡人に代わり、これまでも譲受人が申請地を管理してきました。贈与による申請地取得後は大根、白菜などの自家野菜を栽培する予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、安部です。申請地隣で、私も耕作をしているんですが、譲受人がいつも圃場管理をされているのを見ており、特に問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第33号6番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第33号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第34号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、1番の営農型太陽光発電施設用地のための一時転用に係る更新申請でございます。本件は、第1種農地における営農型太陽光発電施設関連の一時転用のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の2頁をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字四ツ屋、地目は、台帳現況共に畑、2筆の合計面積は3,529㎡でそのうち一時転用面積は0.114㎡でございます。農用地区分は、1筆が農用地区域内農地の第1種農地、もう1筆が農用地区域外農地の第1種農地です。

計画概要は、営農型太陽光パネル発電出力36kW下部において、日陰においても育生可能なボイセンベリーを栽培、出荷するとともに、太陽光発電による売電収入を得て、経営規模の拡大を図るものです。本件は、3回目の一時転用の更新で、一時転用面積は、架台支柱杭合計61本、面積0.114㎡の3年間の更新です。提出された書類及び現地調査の結果、ボイセンベリーはポット型で適正に育成され、平均的な収穫量は10㎡当たり364kgなのですが、毎年8割以上の収穫高を上げています。販売先については、阿波食ミュージアム、料理店等へ個別に販売していました。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

18番 18番、瀬尾でございます。先日、現地確認を行いました。今回が3回目の更新ということで、何も問題ないと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました議第34号1番の、営農型太陽光発電施設用地のための一時転用に係る更新申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第34号1番についま

しては許可することに決定いたしました。本件は、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 続きます、議第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字八本松、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,161㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、維持管理が困難で、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、本日は欠席されていますが、担当委員であります、4番、久保委員の方から、現地調査の結果について事前に連絡があったとのこと。事務局からお願いします。

事務局 久保委員からは、この案件については特に問題はないとのことでした。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字中桑上、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,035㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢となり、後継者もおらず、休耕状態の申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

6番

6番、山口です。ただいま事務局から説明がありましたが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、申請地で自家用の米などを作っておりますが、加齢により体調も芳しくなく、数年前から米の栽培もやめております。後継者もおらず、将来的にも農業をする計画はないということで、この度太陽光発電事業者に譲渡することになったとこのことでございます。隣接する土地の一部は既に太陽光発電施設になっており、その他の農地にも影響はないと思いますので、特に問題ないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第35号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、3番の売買による診療所の建設のための転用申請でございます。本件につきましては、第1種農地における500㎡以上の転用のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字四ツ家前、地目は、台帳、現況共

に畑、合計面積は1,615㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第1種農地でございます。

譲受人は、診療所を開設する土地を探しており、県道に面しており、高齢者等にも利用しやすいと思われる申請地を購入することになったようです。

計画概要は、申請地に平屋建ての建物と駐車場等を整備し、整形外科の診療所を開設するもので、これは第1種農地における不許可の例外の内「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

事業費は借入資金1億5100万円を予定しています。

土地の造成については、東側と南側の境界にはコンクリート擁壁を新設し、山土及び碎石で盛土し整地します。

土地の境界は、新設の擁壁と道路壁に囲まれているため、土砂等の流出はありません。

給水は市水道、排水については浄化槽で処理後に道路側溝へ、雨水も集水枡から道路側溝へ排出しますので、周辺農地への影響はないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番

2番、藤本です。先日、会長、事務局と共に現地確認を行いました。いま事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は専業農家ということでございますが、後継者である家族は会社勤めであり、本人からも農地の処分を促され、この度の譲受人からの売却依頼を受けることになったと

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号3番の売買による診療所建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

17番

診療所の開設ですが、県農業会議に諮問をかけるというのは決まっているんですか？

事務局

第1種農地で500㎡以上の転用なので諮問する案件となります。

17番

わかりました。

議長

外に質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第35号3番につきましては許可することに決定いたしました。本件は、徳島県農業会議へ諮問致します。

議長 続きまして、4番から7番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 譲渡人と譲受人がそれぞれ同一ですので、4番と6番を一括して説明します。4番が1筆、6番が2筆でございます。位置図については、全て資料10です。

申請地の所在は、4番が鴨島町内原字十王堂、6番が鴨島町中島字豊郷、地目は、台帳、現況共に田、面積は4番が1,009㎡、6番が2筆で838㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため営農を続けるのが困難な状況で、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

続きまして、3頁に戻りまして5番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、鴨島町内原字十王堂、地目は、台帳が宅地、現況が畑、面積は615.15㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、農業を縮小しており、休耕中の申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

続きまして、4頁に戻りまして7番でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,131㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、農地の管理に苦慮し、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

以上4件につきましては、その他関係書類も添付されており、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番 1 番、大塚です。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。5 番の申請地は、西側に竹藪があり陽が当たらない時間があるので、太陽光発電施設には適しているとは言えないのではないかと思ったのですが、転用者が設置するというのなら別段問題はございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第 3 5 号 4 番から 7 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第 3 5 号 4 番から 7 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第 3 5 号 4 番から 7 番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、8 番から 1 1 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人が同一ですので、8 番から 1 0 番を一括して説明します。9 番は 2 筆ございます。位置図については、8 番、9 番が資料 1 3、1 0 番が資料 1 4 です。
申請地の所在は、8 番が鴨島町飯尾字立石、9 番は鴨島町飯尾字藤井谷東、1 0 番は鴨島町敷地字壱町地、地目は、台帳、現況共に全て田、面積は 8 番が 5 6 2 m²、9 番が 2 筆で 1, 7 5 9 m²、1 0 番が 6 6 0 m²でございます。
農用地区分は、8 番、9 番が農用地区域内農地から除外された、第 2 種農地、1 0 番が農用地区域外農地の第 2 種農地でございます。
8 番、9 番の譲渡人は県外在住、1 0 番も草刈り等の管理だけで、申請地は全て休耕田となっており、この度、太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

続きまして、1 1 番でございます。位置図については、資料 1 5 です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字桜窪、地目は、台帳、現況共に田、面積は 1, 6 9 4 m²でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第 2 種農地でございます。

譲渡人は、高齢で耕作が困難なため農地を処分することを考えており、休耕中の申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡

すことになったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

以上4件につきましては、その他関係書類も添付されており、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容については、いま事務局から説明があったとおりでございます。8番から11番の申請地につきましては、これまで耕作放棄地で、隣接地にも太陽光発電施設が設置されています。特に周辺農地への影響もないかと思われますが、11番の申請地の北側は一段低くなっており、そこに民家がございます。境界部分の草の管理、雨水の処理等の検討をしっかりとらして民家に迷惑がかからないよう指示していただければという風に思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号8番から11番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号8番から11番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第35号8番から11番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、12番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 12番でございます。位置図については、資料16です。申請地の所在は、川島町山田字芝生、地目は、台帳が畑、現況が田、面積は1,260㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で体調が悪く営農が困難な状況で、管理に苦慮している申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長 続きます、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 16番 16番、阿部です。申請地は、従来は近所の方をお願いして耕作してもらっていたようですが、その耕作されていた方が亡くなってからは耕作放棄地となっております。また、近隣にも太陽光発電施設が設置されており何ら問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号12番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号12番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第35号12番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きます、13番から16番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書5頁をご覧ください。譲受人が同一ですので、13番と15番を一括して説明します。13番が5筆、15番は2筆でございます。位置図については、13番が資料17、15番が資料19です。申請地の所在は、13番が川島町児島字日和女、15番が川島町学字唐戸、地目は、台帳、現況共に13番の1筆が畑で、残りは全て田、合計面積は13番が1,080.86㎡、15番が1,301㎡でございます。
- 農用地区分は、13番が農地農用地区域外農地の第3種農地、15番が農用地区域内農地から除外された第2種農地でございます。
- 13番、15番とも譲渡人が農業経営の縮小を考えており、管理に苦慮しているそれぞれの申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に売却することになったようです。
- 計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。
- 続きます、14番でございます。位置図については、資料18です。
- 申請地の所在は、川島町学字西出目、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,843㎡でございます。
- 農用地区分は、農用地区域内農地から除外された第2種農地でご

ざいます。

譲渡人は、高齢で耕作が困難で後継者もいないため、農地を処分することを考えており、休耕中の申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

続きまして、16番でございます。位置図については、資料20です。

申請地の所在は、川島町学字吉本、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,090㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第3種農地でございます。

譲渡人は、管理に苦慮していた休耕中の申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

以上4件につきましては、その他関係書類も添付されており、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。13番については前から管理に苦慮していたところで太陽光発電施設への転用も問題ないかと思えます。14番、15番も同様です。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号13番から16番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号13番から16番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第35号13番から16番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、17番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6頁をご覧ください。17番でございます。位置図につい

ては、資料 2 1 です。

申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況共に田、面積は 1, 9 1 4 m²でございます。

農用地区分は、農用地区域内農地から除外された第 2 種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため、管理に苦慮している申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きます、担当委員であります、1 2 番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 2 番 1 2 番、藤川です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人の自宅は申請地の隣地にありますが、周辺は既に太陽光発電施設が設置されており、影響は特にないと思ひます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第 3 5 号 1 7 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第 3 5 号 1 7 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第 3 5 号 1 7 番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、1 8 番と 1 9 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 1 8 番でございます。2 筆でございます。位置図については、資料 2 2 です。

申請地の所在は山川町湯立、地目は台帳、現況共に 1 筆が田、もう 1 筆が畑、合計面積は 1, 0 5 9 m²でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第 3 種農地でございます。

譲渡人は管理に苦慮し休耕地となっている申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に売却することになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

続きまして19番でございます。2筆でございます。位置図については、資料22です。

申請地の所在は山川町湯立、地目は台帳、現況共に1筆が田、もう1筆が畑、合計面積は1,661㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第3種農地でございます。

譲渡人の一人は体調が芳しくなく営農は困難で、もう一人は農業経験がなく草刈り等の管理のみをしている状況で、将来的なことを考え、休耕地となっている申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に売却することになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

以上2件につきましては、その他関係書類も添付されており、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

5番 5番、安部です。現地確認では特に問題はありませんでした。業者の方にも近所の方には説明をしっかりと行うように言っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号18番と19番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号18番と19番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号18番と19番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、20番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 20番でございます。位置図については、資料23です。申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は936㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、後継者がおらず、農地の管理に将来的な不安を抱えており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡

すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

9番 9番、南園です。事務局の説明のとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。譲渡人は、高齢になりまして後継者もおらず、農地の処分を進めており、今回で4回目の太陽光発電への転用となります。申請地は自宅に隣接地ですが、周辺にその他の民家はございませんので問題はないかと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号20番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号20番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号20番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第36号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第36号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の7頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料24です。

所在は、山川町川田、地目は台帳、現況共に田、面積は134㎡でございます。

申請地は隣接地と共に宅地として長年一体利用されており、申請人より提出された、平成2年5月26日に撮影された航空写真とその他資料により、申請地が農地ではなく宅地として利用されている

こと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の方から、補足説明をお願いします。

9番 　9番、南園です。事務局から説明があったとおりでございます。自宅の庭の一部として利用が始まってから、もう既に何十年も経過しておりますが、今回このような申請に至ったということです。審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第36号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第36号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第36号1番につきましてには許可することに決定いたしました。

議長 　次に、報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を求めます。

事務局 　報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。
議案書の8頁から9頁をご覧ください。
今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件8筆、賃貸借権の合意解約が2件3筆でございます。
以上でございます。

議長 　報告事項(1)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 　○12月総会後の市への政策提言について
○地域計画策定に係る協議の場について

議長 　それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後 2 時 3 2 分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記